

議案第 73 号

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年 8 月 29 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に係る研修について、指定都市の長が実施する研修を追加するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を加える。

附則第２条第１項及び第３条中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。